

(参考) 消費税率及び地方消費税率の引上げについて

①消費税については、平成26年4月1日より5%（うち地方分1%）から8%（同1.7%）に引上げ※

②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収（約3.7億円）はすべて社会保障施策に要する経費（約129.5億円）に充当

※ 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法（平成24年8月成立）

<地方消費税率引上げの概要>

◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策）」その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当（地方税法第72条の116）

[地方消費税率] 平成26年4月 1% → 1.7%

平成26年度決算額

<歳入>	引上げ分の地方消費税収入（地方消費税交付金）	・・・	370,072千円
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	・・・	12,946,604千円（一般財源分）

<拡充した主な市の社会保障施策（H25→H26）>

◆保育所の定員拡大 2,460人→2,535人（+75人、0～2歳児は+30人）[新規1か所]

◆家庭保育室の定員拡大 352人→398人（+46人）[新規2か所]

◆家庭保育室入所者の補助拡充 中低所得者世帯を中心に年間6～12万円を加算
全世帯を対象に兄弟加算を新設

平成26年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費（環境経費を除く）の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位：千円

款	項	目	経費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	6,751,659	3,058,514	3,693,145
		老人福祉費	2,147,856	325,761	1,822,095
		介護保険事業費	1,850,531	155	1,850,376
		その他	204,674	22,916	181,758
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,250,012	433,145	816,867
		児童措置費	7,114,291	5,007,834	2,106,457
		保育所費	596,223	134,717	461,506
		青少年育成費	297,415	123,936	173,479
		その他	268,957	119,611	149,346
	生活保護費	扶助費	3,195,413	2,639,747	555,666
その他		10,973	1,976	8,997	
衛生費	保健衛生費	予防費	824,998	29,790	795,208
		保健費	223,889	23	223,866
		その他	188,044	80,206	107,838
合 計			24,924,935	11,978,331	12,946,604